

雇用保険料が変わります！

10月に入り、最低賃金の引上げや育児・介護休業の改正など、さまざまな制度改正が行われています。その中で、従業員に直接影響のあるものとして雇用保険料率の引上げがあります。

雇用保険料の従業員負担分は、これまで給与総額の1,000分の3(0.3%)だったところ、**10月から1,000分の5(0.5%)**(※建設業等は0.6%)となります。

額面10万円の人であれば300円→500円、20万円であれば600円→1,000円ということになります。

実務としては、**10月に締め日が到来する給与から新たな料率で計算する**、とされていますので、たとえば15日締め・25日払いの事業所では、10月15日締め・25日支給の給与から変更となります。※この場合、9月中の勤務分を日割り計算などはせず、9月16日～10月15日の全期間分を0.5%で計算することとなりますのでご注意ください。

月末締め・翌月25日払いの事業所では、10月25日支給の給与ではまだ変更せず、10月末締め・11月25日支給の給与から変更します。

変更のタイミングを間違えないよう注意し、職員にもしっかり説明しておくことが大切です。

いまさら聞けない扶養の話 ③

今回は、社会保険における扶養の条件、「年収130万円未満」をご紹介しました。これを超える場合は配偶者の扶養に入ることはできず、自身の勤める会社で社会保険に加入するか、国民年金・国民健康保険に加入し保険料を納める必要が生じる、ということになります。

会社の社会保険に入るには、勤務時間・日数についてその会社の正社員の4分の3以上働く必要があります(適用拡大の対象企業は別条件)。そして**社会保険の保険料(厚生年金・健康保険・介護保険)は、給与の約15%**となっており、10万円の収入であれば1万5,000円、20万円であれば3万円が給与から差し引かれることとなります。

この保険料負担が大きいと、年収130万円を超え

ないように勤務を調整する、いわゆる「130万円の壁」が高いハードルになっているとされているわけです。

ご注意いただきたいのは、この「年収130万円」というのは、「**今後の年収見込み**」であるという点です。税金という年収は、暦年(1月～12月)に得た収入を見ますが、社会保険では「これから先の1年間でどのくらい収入が見込まれるか」という考え方をします。ですので、仮に1～6月までに130万円以上の収入があったとしても、7月に仕事を辞めて収入がなくなり、失業手当等も受けられないとなった場合には、「年収見込0円」のため7月からは扶養の対象になり得る、ということです。この点、非常に誤解の多いところですので、よくご理解いただきたいと思います。

実務上は、**月収が「108,333円**」(130万円÷12)を超えていなければ収入要件クリアとする扱いが基本となります。恒常的に(概ね3ヶ月以上)これを超えるようだと、扶養を抜ける必要がある、という判断になってきます。次回へ続きます

10月からの制度改正に対応を

先述のとおり、10月からは様々な制度改正がされています。見落としのないよう対応をお願いします。

★長野県の最低賃金は908円に。(月給制の職員についてもいま一度確認を)

★育児・介護休業の改正:産後パパ育休など、新たな制度への対応を(規程の改正・届出含む)。

★社会保険の適用拡大:該当の企業(従業員101人以上規模)では、新規加入者の把握・手続きを。

【お知らせ】

先月ご案内した「[パート・アルバイトで働く人のための働き方セミナー](#)」、引き続き参加者募集中です。ぜひ事業所内でもご周知ください！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL: <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net